

四万十市新型コロナウイルス感染症対策商店街等活性化事業費補助金交付要綱

令和2年6月1日  
告示第83号

(趣旨)

第1条 この告示は、四万十市補助金等交付規則（平成17年四万十市規則第35号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、四万十市新型コロナウイルス感染症対策商店街等活性化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた商店街等がにぎわい創出のために行う事業に対し、予算の範囲内において当該事業に要する経費の一部を補助することにより、商店街等の活性化に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、市内に本拠地を置く次の各号のいずれかに該当する事業者のうち、市税を滞納していないものとする。ただし、宗教及び政治を目的とする事業者又は設立趣旨、活動内容等から補助の対象として不適当と認められる事業者は、この限りではない。

- (1) 商店街振興組合、商工会、商工会議所、まちづくり会社、観光協会等
- (2) 共同体、協議会、商業者グループ（商業者等を含む3名以上で構成された法人格を持たない団体であり、代表者等に関する規約等を有するものをいう。）等の任意団体
- (3) その他市長が特に必要と認めるもの

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は次に掲げる事業とし、申請は各事業につき1回限りとする。

- (1) 活性化イベント事業  
賑わいを創出するために、商店街等で行うイベント事業
- (2) 活性化対策事業  
前号に掲げるもののほか、補助事業者が行う活性化を図るための事業

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助率等は別表に定めるとおりとする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定による補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、申請者が四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則（平成24年四万十市規則第7号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者（以下「排除措置対象者」という。）と認められるときを除き、速やかに補助金の交付の決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助事業者が排除措置対象者であると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、第1項の通知に、必要な条件を付することができる。

(補助事業の重要な変更)

第8条 前条第1項の補助金交付決定通知を受けた補助事業者は、補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ補助事業変更申請書(様式第2号)を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の中止又は廃止
- (2) 補助金額の増額又は20%を超える減額
- (3) 補助事業の内容の重要な部分に関する変更

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかにその旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 市長は、第1項の申請書の提出があったとき、又は前項の報告があったときは、規則第8条第3項の規定による補助金等交付変更通知書により、当該補助事業者に通知するものとする。  
(実績報告等)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、速やかに市長にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合で、前項の実績報告書の提出にあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合で、第1項に定める補助金実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額(前項の規定により減額した場合で、その金額が減じた額を上回る場合にあっては、当該上回る額)について消費税仕入控除税額等報告書(様式第4号)を市長に提出するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
- 4 市長は第1項の規定による補助金実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、前条第4項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、確定前にその全部又は一部を概算払することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。  
(関係書類の整備)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を整備し、補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(グリーン購入)

第12条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、四万十市グリーン購入基本方針に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の公開)

第13条 補助事業及び補助事業者に関して、四万十市情報公開条例(平成17年四万十市条例第13号)に基づく情報公開請求があった場合は、同条例第9条の規定による非公開項目以外の項目は、原則として公開するものとする。

(委任)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付された補助金については、第7条第2項、第9条第3項、第11条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表 (第5条関係)

補助対象事業名	補助対象経費	補助率	補助限度額	補助下限額
(1) 活性化イベント事業	補助対象事業に係る経費であって、市長が必要であると認めたもの（報償費、旅費、雑役務費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、備品購入費、修繕費、改装費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費）	9/10以内	1,000,000円	100,000円
(2) 活性化対策事業		9/10以内	500,000円	